

令和6年度事務事業評価表

事務事業名	成年後見センター中核機関等の運営			担当課	成年後見センター	事業種別	区委託
				担当係	成年後見事業推進係		
開始年度	令和2年度	計画体系	3 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちをつくります ⇒ (3)権利擁護支援の推進				
根拠法令等	葛飾区成年後見センター運営要綱、葛飾区成年後見センター成年後見制度利用促進協議会設置要領、葛飾区成年後見センター検討支援会議実施要領						
事業区分	事業	社会福祉	拠点	成年後見センター事業	サービス	中核機関等受託事業	
事務事業目的	地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)を運営し、成年後見制度の利用促進を図る。 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の周知から相談援助までを総合的・一体的に支援する。						
実施内容	<p>①広報・普及啓発 成年後見制度に関する講演会や出前講座などを実施し、制度の普及啓発活動を行う。 パンフレットの配布、広報活動、相談会、講演会、研修会等</p> <p>②相談事業 ア. 一般相談 イ. 専門相談(予約制) 第2木曜日 司法書士 第4木曜日 弁護士(午後1時~4時 1コマ40分) ウ. 区役所区民相談室出張相談(予約制) 第2・第4火曜日 午前10時~正午 1コマ50分</p> <p>③市民後見人の養成 後見制度を必要とする方を地域で支えるために、区民の中で後見人等としての役割を担っていただける方(市民後見人)を育成する。</p> <p>④申立等支援 成年後見制度の利用が必要な人や制度の利用を検討している人などからの相談を受け、申立ての支援を行う。</p> <p>⑤検討支援会議の設置運営 専門職による検討支援会議を定期的に開催し、後見申立ての必要性や適切な支援内容、後見開始後の支援のあり方についての検討を行うとともに、後見受任者(後見人等候補者)の調整を行う。</p> <p>⑥成年後見人等の支援 親族で既に後見人となっている方等を支援するため、研修会や情報交換会等を開催する。 また、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援を行う。</p> <p>⑦法人後見の担い手の育成支援業務 市民後見NPO法人など、区内の法人後見の担い手に対する活動の支援を行う。</p> <p>⑧協議会の設置運営 円滑に制度の利用が進むよう、成年後見に関わる関係機関等による協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携の強化や協力体制づくりを図る。</p>						

指標		指標の根拠	単位	区分	R3	R4	R5
成果	(一般相談)相談者数	—	人	目標	1,300	1,350	1,400
				実績	1,630	1,670	1,698
成果	(専門相談)相談者数	—	人	目標	92	88	92
				実績	71	67	71
成果	市民後見人養成講座修了者数	—	人	目標	10	10	10
				実績	3	3	5
成果	検討支援会議における後見人候補者受任調整等件数	—	件	目標	20	20	20
				実績	32	29	40
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—

備考	
----	--

コスト内訳(千円)		R3	R4	R5	
収入	特定財源	区委託金(中核機関)	27,491	29,168	31,215
		区委託金(助成事業)			
	一般財源 (a)	4,724	6,337	16,489	
支出	事業費 (b)	5,534	6,215	6,581	
	職員人件費 (c)	26,681	29,290	41,123	
		業務量(人)	4.00	4.20	4.90
	間接費 (d)	0	0	0	
	調整額 (e)	退職給与引当	0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
		(控)コスト対象外	0	0	0
トータルコスト (f=b+c+d+e)	32,215	35,505	47,704		

単位当たりコスト(円)	R3	R4	R5
単位の定義	相談者数(人) ※一般相談及び専門相談		
実績数値 (g)	1,701	1,737	1,769
単位あたり社協単コスト (a/g)	2,777	3,648	9,321
単位あたりコスト (f/g)	18,939	20,440	26,967

実施状況に対する評価	<p>成年後見制度にかかる中核機関の運営に当たっては、成年後見に関わる専門職団体や関係機関等からなる協議会を設置し、制度運営に関する課題や意見を交換することで連携の強化や協力体制づくりを行い、地域連携の核となるネットワークの構築を進めている。</p> <p>また、検討支援会議では、地域包括支援センター等の関係機関からもたらされた権利擁護支援を要する方の案件について、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家から後見申立の必要性や今後の支援方針や後見人候補者などについて助言をいただくことで、的確に課題解決を図っている。</p> <p>一般相談、専門相談の相談件数も増えており、制度の理解の深化や課題の発見・解決の端緒として役立っている。</p>
今後の方向性【改善】	<p>権利擁護支援を要する人を早期に発見・対応できるように、広報・相談機能の充実を図る。</p> <p>協議会では、引き続き多職種間での更なる連携強化を図るとともに、後見制度全体の運営に係る課題の検討・調整・解決に向けた協議をする場としていく。</p> <p>検討支援会議の運営に当たっては、課題を抱える高齢者や障がい者など誰もが適切な支援が受けられるように、今後ともケース情報の収集に積極的に努め、より多くの方を適切に後見制度等の権利擁護の仕組に繋げていく。</p> <p>市民後見人の養成は、養成講座修了者を後見支援員として積極的に活用して経験を積み、その後、社協の法人後見分を移行するなどにより、積極的に市民後見人の受任増を図っていく。</p> <p>親族が後見人の受任者となることを希望される場合、申立手続きを説明するなど親族の受任に繋がるような支援を行うとともに、受任後においても、後見業務の技能向上に向けて相談や研修等の支援を行っていく。</p>